

平成27年第12回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第12回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成27年11月25日(水)午後1時00分から午前10時26分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(20名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 高橋 繁廣	8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一
10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二
13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一
16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

4 欠席委員(なし)

5 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 使用貸借権の合意解約による通知について
- 3 利用権設定の合意解約による通知について
- 4 農用地の形状変更届出について

6 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 農用地利用集積計画書審議について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

7 その他連絡・報告事項

1. 平成27年11月事業報告について
2. 平成27年12月事業予定について
3. その他

8 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 吉則

事務次長 菊地 和 則

## 9 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので平成27年第12回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長からの挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、これより第12回農業委員会総会を開きます。</p>
議長	<p>本日の出席委員は20名であります。農業委員会に関する法律第21条3項の規定を満たしておりますので総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により2名を議長より指名をいたします。16番鈴木幸博委員、17番我妻卓美委員のお二人をお願いをいたします。</p>
議長	<p>4番、報告事項に入ります。</p> <p>1. 農家相談日について。11月より申し合わせにより5日と20日の月2回実施しております。各担当委員の方に報告をいただきます。</p> <p>報告事項についてでございますが、3番の農地法第18条第6項の規定による通知については該当するところがございますので、この3番を削除していただいて、4番利用権設定の合意解約による通知を3番、農用地の形状変更届については4番に訂正をお願いします。</p> <p>それでは、1番の農家相談日について各担当の委員より報告をいただきます。よろしく申し上げます。</p>
各担当委員	<p>報告事項1について説明を行った。</p>
議長	<p>どうもありがとうございました。ご苦労さまでございました。</p>

続きまして、報告2番、使用貸借権の合意解約による通知について、3番  
利用権設定の合意解約による通知について、4番農用地の形状変更届出につ  
いて、一括で事務局より報告をいただきます。

事務局

報告事項の説明の前に今総会は案件が通常の3倍以上、4倍近くございま  
す。それで、それぞれの説明をしますと多分6時は回ってしまうのかなと思  
われるので、町外の方につきましては市町村名まで、あと町内の方について  
は大字、それから不動堂のように大字のないところは小字までの朗読とさせ  
ていただきます。

事務局

報告事項2、3、4について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ご苦労さまでございました。

議長

報告事項4番、農用地の形状変更届出について13日、保全委員会にて現  
地の確認調査を行っております。保全委員長より報告をいただきます。

保全委員長

農地保全委員会は今月から福田なほ子委員、柴山真二委員、渡邊会長、大  
友職務代理、そして委員長である私、大崎の5名、そして佐藤局長、菊地次  
長の計7名により11月13日金曜日に現地調査を行いました。渡邊会長は、  
本庁で開催の会議と重複したため途中から会議会場に向かったため、現地調  
査後の検討会は6名で実施しました。番号14についてですけれども、現地  
は中二郷地区の　　に位置しており、現地は水稲が作付されましたが、か  
なりぬかるみのある農地で、隣接には、園芸用のハウスが立っており、その  
ハウスと同等の高さ及び施設を建てる計画です。農地の状態は良好で、特に  
問題は見あらず、許可相当と見て参りました。ご報告を終わります。

議長

ご苦労さまでございました。

以上、報告事項4点、報告事項でございましたが、不明な点があれば再度  
説明をいたします。ございませんでしょうか。

なければ、報告事項を終了してよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、報告事項を終了し、次第の5番、議事に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」事務局より説明をお願いします。

事務局

第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

なお、農地法第3条各号の照らし合わせにつきましては、総会資料送付の際に同封しています農地法第3条調書により全ての農地では該当しませんが、なおかつお目通しの方をよろしくお願いします。

以上、説明の方を終わります。

議長

それでは、第1号議案について審議に入ります。

ご質問ございませんか。18番高橋建一委員。

高橋委員

それでは、この別冊の 、この名前が間違っています。

議案番号41番なんですけれども、この さんが さんに貸したようなんですけれども、この面積は、なぜこのくらい息子に貸すようになったか。その辺をお聞きしたいと思います。

議長

使用貸借権を設定した理由ですね。事務局でわかりますか。

事務局

休憩をお願いします。

議長

休憩をいたします。(13:48)

議長

それでは、再開をいたします。(13:50)

議長

事務局、答弁願います。

事務局

それでは、18番高橋委員の質問にお答えします。

この農地につきましては、ハウス、園芸のハウスがございました。圃場整備の田んぼなんです、そののと、それからあとは農地中間管理事業の申請をされているんですが、中間管理事業で申請されなかった分と合わせて今回農地法3条の使用貸借を締結したということになります。以上でございます。

議長

高橋委員、よろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

そのほか、ございませんか。

なければ審議を終了し、採決に入ります。

議長

第1号議案「農地法第3条の規定により許可申請の許可について」賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認め、原案通り許可といたします。

議長

それでは、第2号議案に入る前に休憩をいたします。あの時計で2時まで休憩といたします。(13:51)

議長

再開をいたします。(14:00)

議長

第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」事務局より説明願います。

事務局

第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ご苦労さまでございました。

それでは、第2号議案について審議に入ります。

ただいま事務局より議案番号264番から393番まで129議案について説明をいただきました。

初めに議案番号294番から363番までの70議案、議案番号388番、389番、そして議案番号392番、393番の74議案を除いた55議案について審議をいたします。

ご質問、ございませんか。4番久道委員。

久道委員

364の経営状況、間違っていないですか。たしか前にも間違っていたと思

いますが。

議長 休憩をいたします。(14:40)

議長 それでは、再開をいたします。(14:41)  
事務局をお願いします。

事務局 4番久道委員の質問にお答えします。番号364番の譲受人の自作地の畑が58a、借入地の田を1034aに訂正いただきたいと思います。

議長 そのほか、ご質問ございませんか。1番佐々木委員。

佐々木委員 282番の対価等についてなんですけれども、11,000㎡で物納の総数量が330キログラムというのは、少し安過ぎるのではないかと思うのですが。

議長 ただいま1番佐々木裕一委員より議案番号282番の対価について、総数量330キログラムというのは少し安過ぎるのではないかというような意見で、その経過がわかれば教えてほしいという質問でございます。  
事務局、答弁願います。

事務局 1番佐々木委員の質問にお答えします。  
回答になるかどうかわかりませんが、実はこの書類は近隣の市町村との申し合わせで、東松島市のほうで作成した書類です。確かに330キログラム、米1キログラムに300円にしたにしても10万円を切るわけですが、この面積、賃借料に換算すれば17万円、約金額が半分ぐらいになるとは思いますが、一つ考えられることは、これでお互い合意したということがございますし、こちらではわからない何らかの事情がもしかしたらあるのかもかもしれません。この米の数量でお互い合意したということで、今回申請が上がってきましたので、そのまま受け付けをいたしました。以上でございます。

議長 佐々木委員、よろしいですか。

(はいとの声あり)



議長 そのほか、質問ございませんか。13番小野委員。

小野委員 議案276番なんですが、貸し付けた方の90アールのうち9アールだけ貸しつけるような形になっているのですが、自作地が90アールに対して、どちらかの数字が間違っているのではないですか。9反歩のうち9畝だけ貸しているような形になっているので、どこか、どちらの数字が間違っているのではないのでしょうか。

議長 今、13番小野委員より自作地9反歩、貸付地が9畝ということで、この数字が正しいのかどうかの確認の質問でございます。

事務局 13番小野委員の質問にお答えします。  
面積は900平方メートルですので、小野委員おっしゃるとおり、これは90が誤りで9という数字です。ゼロが1つ余計です。9アールですね。

議長 それでは、 氏の自作地の90を9に訂正をいただきたいというふうに思います。  
そのほか、ございませんか。

(なしという声あり)

議長 なしということでございますので、審議を終了し採決に入ります。  
議案番号264番から393番のうち議案番号294番から363番の70議案、議案番号388、389、議案番号392、393の74議案を除いた50議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認めます。

議長 続きまして、議案番号294番から363番の70議案と、議案番号389番の合わせて71議案について審議をいたしますが、会議規則により17番我妻委員の退席を求めます。

議長 休憩します。(14:44)

議長 再開をいたします。(14:50)

議長 議案番号294番から363番、議案番号389番の71議案について、審議をします。

ご質問ございませんか。18番高橋建一委員。

高橋委員 この法人は、モデルになるくらいでありますから、10アール当たりの単価も、ここで決めているのが1万6,000円ですが、2万200円になっております。モデルになるくらいでありますから、モデルに相当する団体だと思っております。質問であります。このくらい集積いたしまして、幾らぐらいの調整が来るのかをお聞きしたいと思っております。

議長 今、高橋委員から質問いただいたのはこの面積、100町歩越えますが、私聞いているのは地域集積協力金というふうに聞いております。事務局でその辺、アバウトでいいとは思いますが、きちんとした金額ではなくてもいいと思うんですが、どのくらいになるのか。わかる範囲で結構だと思いますが、答弁願います。

事務局 それでは、18番高橋委員の質問にお答えします。

多分、国の協力金、地域集積協力金のことだと思いますけれども、現在、産業振興課のほうで今集計をして、宮城県と協議中でございます。それで、今協議中でございますし、どの部分が該当になってどの部分が該当にならないという部分で今協議している最中ですので、残念ながら農業委員会の事務局としては金額のほうは把握をしてございません。ただ、聞くところによりますと、圃場整備が終わった部分が該当になるらしいということだけは聞いております。現時点でわかるのはそれくらいでございます。

議長 現在、産業振興課で集計中ということでございますので、大体金額がはっきりするだろうというふうに思います。そのわかった時点で皆様方にはお伝えをしたいということで、よろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

そのほか、質問はありませんか。

(なしという声あり)

議長

なければ、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、採決に入ります。

議案番業294番から363番、議案番号389番の70議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩をいたします。(14:54)

議長

再開をいたします。(14:54)

議長

議案番号388番について、審議いたします。  
会議規則により久道雄悦委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(14:57)

議長

再開をいたします。(14:58)

議長

議案番号388番について、審議をいたします。  
ご質問はありませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということでございますので、採決に入ります。  
議案番号388番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩をいたします。(14:59)

議長

再開をいたします。(14:59)

議長

議案番号392番、393番の2議案について審議いたしますが、会議規則により9番伊藤雄一委員の退席を求めます。

議長

休憩をいたします。(14:49)

議長

再開をいたします。(15:00)

議長

議案番号392番、393番について、質問ありませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということでございますので、採決に入ります。  
議案番号392番、393番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩いたします。(15:00)

議長

再開いたします。(15:00)

議長

第2号議案「農用地利用集積計画書審議については」全議案、全員賛成と

認め、原案どおり決定とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について」を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

第3号議案について、事務局の説明が終わりました。

議案番号34番から103番までの70議案を除いた議案番号4番から33番まで30議案について、審議をいたします。

ご意見ありませんか。18番高橋建一委員。

高橋委員

ちょっとお伺いしますが、27番のところと前の議案番号288番を見ますと、  
さんこっちで耕作地が13アールですけれども、貸付地が55アールとなっているわけですけれども、ここには、貸付地がゼロになっているんですけれども、この辺どうしてゼロになっているのか。前の奴と今回のものは別だという解釈なんですか。その辺の説明をお願いします。前のページでは貸付地55アールになっているのですが。

議長

事務局、答弁願います。

事務局

18番高橋委員の質問にお答えします。

ご指摘のとおり、貸付面積がゼロだったんですが、これは55という数字が抜けておりました。大変申しわけございませんでした。

議長

議案番号27番の利用権設定をする者の貸付面積、  
さんの貸付面積がゼロアールとなっていますが、55アールに訂正をお願いしたい。

そのほか、質問ございませんか。

なければ、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、採決に入ります。

議案番号4番から33番までを採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

続きまして、議案番号34番から103番までを審議いたしますが、会議規則により17番我妻委員の退席を求めます。

議長

休憩をいたします。(15:17)

議長

再開します。(15:17)

議長

議案番号34番から103番までの70議案について審議をいたします。質問、ありませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということですので、採決に入ります。

議長

賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩をいたします。(15:18)

議長

再開をいたします。(15:19)

議長

以上、3号議案全て全員賛成でございましたので、3号議案「農地中間管理事業推進に関する法律第19条第3項による意見について」原案どおり町長に報告をいたします。

議長

ここで10分間休憩をいたします。  
3時30分まで休憩をいたします。(15:20)

議長

それでは、再開をいたします。(15:30)

議長

第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。  
事務局より説明願います。

事務局

第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

それでは、第4号議案について11月13日、保全委員会にて現地の確認調査を行っております。保全委員長より報告いただきます。

保全委員長

番号25番について、現地は北浦地区の                      の                      の南側にあります。転用の目的は、太陽光ソーラーシステムの設置です。周辺は宅地化しており、農地区分については第3種農地で、特に問題は見当たらず、許可相当と見て参りました。

続きまして、番号26については青生地区の                      の住宅地に接しており、転用目的については太陽光ソーラーシステムの設置です。周辺は宅地化しており、農地区分については第3種農地で特に問題は見当たらず、許可相当と見て参りました。

皆様のご審議をお願いします。

議長

ご苦労さまでした。

それでは、第4号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について審議に入ります。

ご意見、ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なければ、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、第4号議案について採決をいたします。  
第4号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成でございます。全員賛成と認め、許可相当と意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事的一切を終了いたします。



## 議 事 録 署 名

上記、第12回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成27年11月25日

会 長

署名委員 16番

署名委員 17番